

議案第36号

西脇多可行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、事務所の位置を変更することに伴い、西脇多可行政事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日

西脇市長 片山 象三

西脇多可行政事務組合同規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合同規約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「西脇市」を「多可郡多可町中区奥中 980番地25」に改める。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。